

中国における現地情報

2023年 1月 18日

株式会社フェアコンサルティング

上原 行雲

「外商投資を奨励する産業目録（2022年版）」の実行事項に関する公告

国家発展委員会及び商務部から公布された「外商投資を奨励する産業目録（2022年版）」（中華人民共和国国家発展改革委員会中華人民共和国商務部令第52号、以下「目録（2022年版）」と称する）が2023年1月1日より施行されるにあたり、国务院の「輸入設備の徴税政策の調整に関する通知」（国発〔1997〕37号、以下「37号文」と称する）及び関連規定に従って、2022年12月5日付けで税関総署より「外商投資を奨励する産業目録（2022年版）」の実行事項に関する公告（税関総署公告2022年第122号）が公布され、同じく2023年1月1日から施行されます。主な内容は下記の通りです。

- 一、2023年1月1日より、「目録（2022年版）」に適用される外商投資プロジェクト（増資プロジェクトを含む、以下同じ）に対して、投資総額内で中国に輸入された自用設備及び契約に基づいてその自用設備とともに輸入された技術とキット、備品は、「外商投資プロジェクトの免税対象外の輸入商品目録」と「輸入免税対象外の重要な技術装備と製品目録」に記載された商品を除き、「37号文」と税関総署公告2008年第103号及びその他の関連規定に従って、該当商品にかかる関税は免除し、本来の規定通りに輸入増値税は徴税するものとする。
- 二、主管部門は「目録（2022年版）」に従って「国家発展奨励の内外資プロジェクト確認書」（以下「プロジェクト確認書」と称する）等の関連書類を発行する。外商投資プロジェクトに適用される産業政策コード、プロジェクト性質の種類はそれぞれ以下の通りである。
 - （一）「全国外商投資産業目録」（以下、「全国目録」と称する）に記載されているコードは「AB」と3桁の数字から構成される。例えば、ある外商投資プロジェクトに「全国目録」の第1条の関連要求が適用される場合、その適用産業政策プロジェクトコードは「木本食用油、調味料と工業原料の栽培、開発、生産（AB001）」となる。
 - （二）「中西部地区外商投資優勢産業目録」（以下、「中西部地区目録」と称する）に記載されているコードは「HA」と4桁の数字から構成される。例えば、ある外商投資プロジェクトに「中西部地区目録」の山西省第10条の関連要求が適用される場合、その適用産業政策とコードは「コークス副産物総合利用（HA1410）」

となる。

(三) 外商投資プロジェクトに「全国目録」に列挙された項目が適用される場合、「プロジェクトの性質」は「外商投資」または「外資プロジェクトの内資商品」となる。「中西部地区目録」に列挙された項目が適用される場合、「プロジェクトの性質」は「外資中西部優勢産業」または「外資プロジェクト内資本商品」となる。

三、2023年1月1日より前（2023年1月1日を含まない、以下同じ）に審査、承認または届出が完了した（プロジェクトの審査、承認または届出の完了日を基準とする、以下同じ）外商投資プロジェクトについては、「目録（2022年版）」の範囲内に属する場合、該当プロジェクトの関連機構は、主管部門により発行された「プロジェクト確認書」等の関連書類を取得した場合、規定に従って税関に対して減免税の手続きを行うことができる。

政策の一貫性を維持するため、2023年1月1日より前に審査、承認または届出が完了した外商投資プロジェクトについて、「外商投資を奨励する産業（2020年版）」（以下、「目録（2020年版）」と称する）の範囲内に属する場合、該当プロジェクトの関連機構は、2024年1月1日より前に、主管部門が「目録（2020年版）」に従って発行した「プロジェクト確定書」等の文書を取得すれば、税関に対して減免税の手続きをすることができる。

四、「目録（2020年版）」に属さず、「目録（2022年版）」に属する外商投資建設中のプロジェクトについては、輸入された自用設備及び契約に基づいてその自用設備とともに輸入した技術とキット、備品には、本公告第一条を参照して輸入税収優遇政策を享受するが、輸入設備がすでに課税されている場合、徴税された税金を返金することはできない。

<連載コラム>

中国なんくるないさ～通信 No. 20

新年あけましておめでとうございます。

読者の皆様は、良いお正月を迎えることができただでしょうか。私は1年ぶりに日本に一時帰国中ですが、まだまだコロナの影響によって、踏んだり蹴ったりの年末年始となりました。

中国政府が突如12月7日からコロナ規制緩和（完全放置への切り替え）を行い、中国国内におけるコロナ感染が爆発的に拡大したことはご存知の方も多いかと思います。私も漏れなく感染し高熱が出たため、当初12月中旬であった帰国予定を元旦のフライトへと変更し、72時間以内のPCR検査陰性証明を取得して日本に入国しました。ところが、12月30日から始まった日本入国時の空港PCR検査結果においては陽性判定とされ、成田空港近くの隔離ホテルで7日間隔離されるなど、コロナに振り回されたトホホな正月を迎えました。



※隔離施設の様子。部屋はツインベッドで広めでした。午後の3時間は、廊下を自由に歩ける散歩タイムがありました。



※隔離施設の食事。レンジはないので温めることはできませんが、個人的に中国の配給弁当よりは美味しかったです。

急激に変化を迎える日本-中国間における新型コロナ対策の水際政策ですが、簡単に1月10日時点の状況を以下の表にまとめました。

<日本入国時>

必要事項等	内容
1. 渡航時72時間以内のPCR検査陰性証明書	2022年1月8日から、有効なワクチン接種証明書の有無に関わらず、中国からの直行旅客便での入国者について、 出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書 の提出を求める。
2. 到着空港での検査	2022年12月30日から、入国した到着空港において、中国からの直行便での 入国者全員 に対して、 入国時の検査 を行う。

<中国入国時>

必要事項等	内容
1. 渡航時48時間以内のPCR検査陰性証明書	2023年1月8日から、新たに中国へ到着する入国者は、 出発前48時間以内に受けたPCR検査の陰性証明書 の提出が必要となる。
2. 集中隔離の取消し	2023年1月8日から、 全ての入国者に対するPCR検査と集中隔離を取り消す 。 陽性となった場合は、原則として自主隔離を行う。

日本と中国に限らず、各国がコロナ対策を大きく緩和してきています。2023年には、世界各地が自由に行き来できる年になることを期待します。

フェアコンサルティング中国
 (正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

<p>北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com</p>	<p>蘇州分公司 蘇州工業園区華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com</p>
<p>上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com</p>	<p>成都分公司 四川省成都市成華区双慶路 10 号 華潤大厦 32 層 3201 室 電話：+86-28-6287-7518 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com</p>
<p>広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置 地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com</p>	<p>深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com</p>